

近組 2021-043 号

2021 年 8 月 19 日

学校法人 近畿大学  
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合  
執行委員長 阪本 洋三

### 抗議書

近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）による以下の不当労働行為について強く抗議する。

#### 情宣活動への介入

貴法人は 8 月 6 日の団交の終盤で、図書館問題についての本組合のツイートを、「信憑性に欠ける」「名誉毀損の可能性がある」といった理由で、ツイートを控えるよう促した。このツイートは根拠のある情報に基づいたものであり、また、図書館の廃棄や除籍は教員の研究環境にも深刻な影響を及ぼすものであるため、公益性も有している。別途、この問題についての要求書を出しているにもかかわらず、わざわざ議題でもないこの件を採り上げ、本組合の情宣活動を抑圧することは適切ではない。ひとまず、名誉毀損には当たらないという本組合の認識を示す。

また、貴法人は同日の団交において、本組合が感染対策の不十分な教室の写真をツイートしたことについても難癖を付けた。そもそもこのような写真が学生から次々に送られてくること自体、貴法人の感染対策が不十分であることの証左である。にもかかわらず、その問題にはしっかり向き合おうとせず、本組合がその写真をアップしたことを取り出して論点をずらし、本組合の情宣活動を制限しようとした。

写真をアップする際には、顔が識別できないよう画像処理をし、文書等が写り込んでいる場合でも文字が判読できないようにしている。そういう意味でも、まったく問題はないと認識しているが、それを制限しようとするのは、明白な支配介入である。

さらに貴法人は、このような写真をアップできなくするために規則改定を考えているとまで宣言した。仮に規則改定をしたところで、貴法人に雇用されている個々の教職員の行動を規制することはできても、組織としての本組合の活動を制限することはできない。しかし、わざわざこのような発言をしたからには、組合活動をも規則改定によって制限できるという認識に拠っているものと考えられる。そうであれば、これは明白な支配介入であるが、そのような運用を可能とする根拠を説明せよ。

貴法人は、4 月 23 日の団交では、ツイート担当者を勝手に推測し、組合員個人を攻撃するようなやり方で、かつ、組合活動とは無関係な判例を挙げて、あたかも組合活動におけ

る使用者批判でも名誉毀損が成立するような誤導まで行い、本組合の情宣活動に介入したが、今回の言動からも、まったく反省していないことがうかがえる。

そもそも貴法人は、本組合が、医学部組合に複数の掲示板を教職員の目に触れやすい場所に設置することを認める一方で、本組合には目立たない場所に一つしか与えなかったことを抗議した際、「SNSもあるのに掲示板は必要なのか」という旨の回答により、本組合の要求を退けた。自ら SNS の利用を推奨しておきながら、ツイッターによる情宣活動に難癖を付けることは許しがたい。

また、複数掲示板の設置は、2020年6月29日に救済命令の出た平成29年（不）第29号近畿大学事件において、大阪府労働委員会から命じられていることでもある。しかし命令から1年以上が経過した現在でも、複数掲示板は設置されず、奈良キャンパスへの事務室設置も検討はしているがいまだ実現はしていない。救済命令の不履行それ自体が不当労働行為でもあり、強く抗議する。以前からの要求通り、組合間差別を直ちに是正し、教職員の目に触れやすい場所に複数の掲示板を早急に設置せよ。

## **分会交渉の拒否**

2019年11月28日に救済命令の出た平成29年（不）第43号事件では、分会交渉が団体交渉に当たることが認められた。また、2020年3月31日の第1次包括協定では、別紙2の団体交渉実施要領で「申し入れ後、概ね3週間程度で開催する」ことを約している。

しかし、包括協定締結から現在に至るまでの17ヶ月弱の間、分会交渉が行われたのは2020年7月15日の申し入れに対する、8月24日の文芸分会交渉1回のみである。なお、この交渉で採り上げたハラスメント関連の諸問題について、貴法人は対応している部分もあるが、一部の問題についてはまったく対応しないまま1年が経過しようとしている。

また、2021年4月6日にも文芸分会交渉要求書を提出したが、6週間以上が経過した5月20日に書面回答があったのみで、それに基づく団交はいまだ実施されていない。そして、その書面回答にしても、「分会交渉の議題として取り扱うことは適切ではない」「団体交渉において取り扱うべき議題ではない」等、不誠実なものが多く、また、取り扱わないとされた議題の中には、明らかに義務的団交事項に該当するものや、過去の分会交渉では扱っていた議題も含まれている。これは、事実上の団交拒否である。

加えて、第1次包括協定第17条にある農学部・経営学部・文芸学部芸術学科舞台芸術専攻の分会交渉事項についても、まだ交渉が実現していないものがある。

こうした不誠実な態度を反省し、直ちに分会交渉を再開せよ。

回答は一週間以内とする。

以上